

寄附金の税制上の優遇措置の概要

公益財団法人川崎市文化財団

東海道かわさき宿交流館事業支援のための寄附金について

公益財団法人・公益社団法人は、全て税制上の特定公益増進法人となり、寄附金優遇措置の対象とされます。したがって、東海道かわさき宿交流館事業支援のための公益財団法人川崎市文化財団（以下、「当財団」という。）に対する寄附金は、税制上の優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受けるためには、当財団が発行する寄附金受領証明書を添付し、寄附者による所轄税務署への確定申告等の手続きが必要となります。

寄附金受領証明書は、寄附金の入金確認後、寄附金申込書に記載されたご住所宛てに送付いたします。

寄附金の税制上の優遇措置は次のとおりです。

個人による寄附の場合

◆所得税について

(1)所得控除制度

寄附を行った年の年間所得について、次の寄附金控除額が減額されます。

寄附金控除額＝寄付金額（所得金額の40%が上限です。）－2,000円

従って、所得税の減額は、次のとおりです。

（寄附金額－2,000円）×所得税率＝所得税の減額

※1 寄附金額は、国・地方公共団体・公益財団法人等の特定公益増進法人への寄附金の合計額です。

※2 所得税率は、課税所得額により異なります。

【注】税額控除制度

当財団への寄附金は、目下のところ所得税の税額控除の対象となりません。これは、当財団は、次のいずれの要件も満たしていないためです。

(1)年に3,000円以上寄附をした寄附者が各年平均で100人以上いること。

(2)経常収入金額に占める寄附金収入の比率が20%以上であること。

◆個人住民税について

寄附を行った翌年の個人住民税が次のとおり控除されます。

市民税から控除される金額＝（寄附金額－2,000円）×6%

県民税から控除される金額＝（寄附金額－2,000円）×4%

※1 控除される金額は年間所得金額の30%が上限です。

※2 寄附金が、個人住民税の控除対象となるためには、寄附を受ける団体が、市町村・都道府県の条例によって指定を受けている必要があります。

当財団は、川崎市及び神奈川県の関係条例に基づく指定を受けています。

◇当財団への寄附金について、市町村民税の寄附金税額控除の対象となるのは、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在において川崎市内在住の方に限られます。

◇当財団への寄附金について、都道府県民税の寄附金税額控除の対象となるのは、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在において神奈川県内在住の方に限られます。

◆確定申告等の手続き

※1 所得税の寄附金控除及び住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告書が必要です。確定申告書に当財団の発行する寄附金受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。（所得税の確定申告書を提出した場合、市民税・県民税の申告書の提出は必要ありません。）

※2 所得税の確定申告を行わない給与所得者又は年金所得者の方で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、川崎市の「市民税・県民税 寄附金税額控除申告書」に必要事項を記載し、当財団の発行する寄附金受領証明書を添付の上、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの区を管轄する市税事務所へ申告してください。この場合は、所得税の寄附金控除の適用は受けられません。

法人による寄附の場合

当財団への寄附は、一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入が認められています。

一般の寄附金の損金算入限度額

$(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1 / 4$

公益財団法人等の寄附金の損金算入限度額

$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1 / 2$

※1 当財団の発行する寄附金受領証明書の保存等が必要となります。